

1. 受託者の紹介した人材が委託者に入社後、事由の如何を問わず退職（当該人材の自己都合による退職を含む。）又は解雇（ただし、労働条件の不備、ハラスメント、委託者の組織体制の変更等、委託者の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）に至った場合、受託者は、委託者に対し、以下の各号に定める期間内に退職又は解雇に至った場合に限り、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返還する。
  - (1) 入社後1ヶ月以内           ： 人材紹介料の50%相当額
  - (2) 入社後1ヶ月超～2ヶ月以内： 人材紹介料の30%相当額
  - (3) 入社後2ヶ月超～3ヶ月以内： 人材紹介料の10%相当額
2. 受託者は、前項により返還すべき人材紹介料を、当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに、委託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は受託者の負担とする。